

税金

固定資産税 減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者などに対して、令和3年度（2021年度）分の固定資産税を減免します。

対象者／令和2年（2020年）

2月から同年10月のうち、任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同時期と比較して30%以上減少している中小事業者等

※中小事業者等とは（大企業の子会社などは対象外）

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員数が1000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1000人以下の個人

減免の対象となる固定資産／事業

用家屋および設備などの償却資産 ※土地・住宅用の家屋は対象外

減免の額

- ・ 事業収入が30%以上50%未満減少している方／2分の1
- ・ 事業収入が50%以上減少している方／全額

申告時期／1月4日（月）～2月

提出書類

- ① 特例申告書（認定経営革新等支援機関などの確認を受けたもの）
- ② 収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
- ③ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書の写しなど）
- ④ 令和3年度償却資産申告書（償却資産の申告がある場合のみ）
- ⑤ 不動産賃料の「猶予」による収入減がある場合には猶予の金額や期間などを確認できる書類

詳しくは町ホームページまたは中小企業庁のホームページ (<https://www.chushometi.go.jp/>) をご覧ください。

問 税務課（吉備庁舎）

家屋・土地の変更の届け出は税務課まで

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

令和2年（2020年）中に新築・増築・取り壊しがあった家屋または用途の変更があった土地（田畑を造成したなど）については届け出てください。

問 税務課（吉備庁舎）

償却資産の申告をお忘れなく

会社や個人で工場や商店を営んでいる方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために所有する構築物・機械・備品などの固定資産（土地・家屋・自動車を除く）を「償却資産」といいます。1月1日現在における当該償却資産については、1月31日までに申告しなければなりません。期限間近になると窓口が混みあいます。早めに（1月中旬を目安に）提出してください。

問 税務課（吉備庁舎）

税理士による地区相談会場の案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料でお受けします。

申告書作成会場での感染症対策にご協力ください

- ① 確定申告会場の混雑緩和のため、会場の混雑状況によっては早めに受け付けを終了させていただく場合があります。
- ② ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合がございます）。
- ③ 咳・発熱などの症状のある方や体調

開催場所	開催日時					開設時間
	8月	9月	15月	16月	17月	
有田市役所 3階 会議室	●	●				9:30～16:00 (相談受付 締切時間 15:30)
有田川町役場 吉備庁舎 4階 会議室			●			9:30～15:00 (相談受付 締切時間 14:30)
湯浅納税協会 3階 会議室				●		
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室					●	

※いずれの会場も12時から13時までは相談は行っていません。  
 ※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑などをお持ちください。  
 ※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行っていません。これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

調のすぐれない方は、入場をお断りします。

④会場内に筆記用具は用意してありませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。

問 湯浅税務署 ☎63・5351